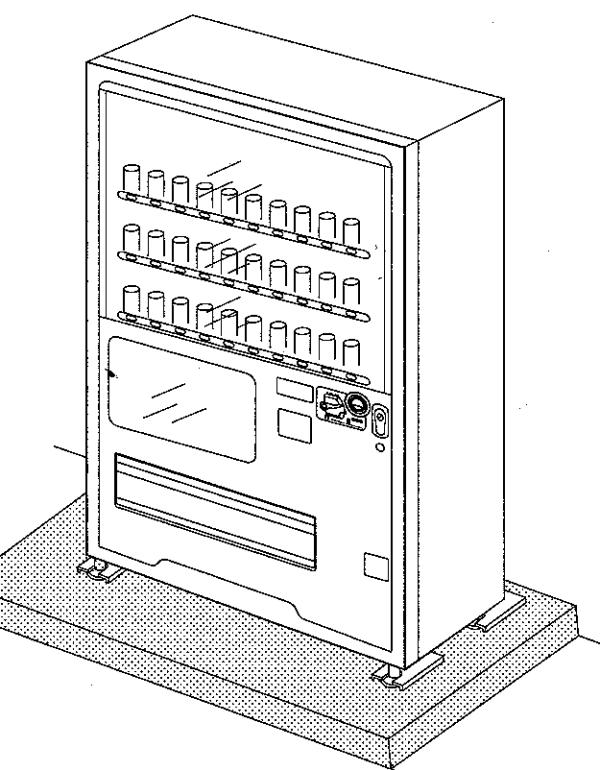


取扱説明書〈据付編〉 自動販売機（業務用）



もくじ ご使用前に

安全上のご注意····· 2~3

据付けのしかた

設置について····· 4~6

電源について····· 7

管理・運営について····· 裏表紙

このたびは、自動販売機をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。

- ご使用の前に、取扱説明書〈据付編〉とともに別冊の〈操作編〉〈リモコン操作編〉をよくお読みのうえ、正しくお使いください。特に「安全上のご注意」2~3ページは、ご使用前に必ずお読みいただき、安全にお使いください。
- その後、大切に保管し、必要なときは、もう一度お読みください。

安全上のご注意

必ずお守りください

人への危害、財産の損害を防止するため、必ずお守りいただくことを説明しています。

■ 誤った使い方をしたときに生じる危害や損害の程度を区分して、説明しています。



危険

「死亡や重傷を負うおそれがあまり大きい内容」です。



警告

「死亡や重傷を負うおそれがある内容」です。



注意

「傷害を負うことや、財産の損害が発生するおそれがある内容」です。

■ お守りいただく内容を次の図記号で説明しています。(次は図記号の例です)



してはいけない内容です。



実行しなければならない内容です。



修理・廃棄処理は専門の業者に依頼する

(可燃性の冷媒を使用のため、発火・爆発するおそれ)

※可燃性冷媒（イソブタン：R600a）

火災や感電、けが
などを防ぐために



■電源のプラグやコードは… 次のことをしない



(火災や感電のおそれ)

- 束ねない、傷つけない、無理に曲げない、ねじらない、引っ張らない、製品の下敷きにしない。また、加工したり、熱源に近づけない。
- 物の角に当たらない。
- コンセントから引っ張られた状態にしない。
- ぬれた手で抜き差ししない。
- コードを持って抜かない。
- コードやプラグが傷んでいるときや、コンセントの差し込みが緩いときは、使用しない。
- テーブルタップなどでの延長やタコ足配線はしない。

次のことを守る

(火災や感電のおそれ)

- 専用のコンセントおよびブレーカーを単独を使う。
 - 工事は専門の業者に依頼する。
- プラグのほこり等は定期的にとる。
- プラグは根元まで確実に差し込む。

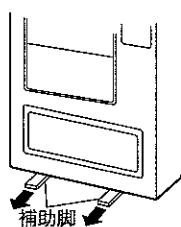
■設置のときは…



- 設置、移設、再設置は専門業者以外では実施しない。
- 可燃性ガスの漏れるおそれのある場所に設置しない。
- 以下のような場所へは、設置しない。
 - 交通や防災のじゃまになる場所。
 - 道路標識、信号機などの近く。
 - 通行の妨げとなる場所。
 - 消火器、消火栓の近く。
 - 火災報知器などの近く。
 - 防災上危険な場所。

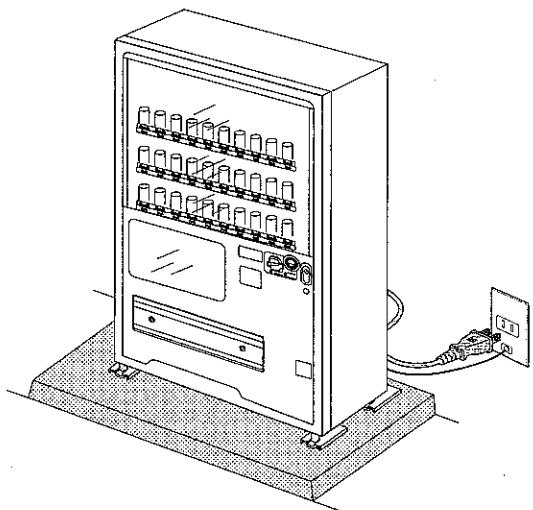


- 日本国内専用です。
- 電源電圧、周波数・容量は製品の定格に合わせる。
- うす型自動販売機の仮置き時は、補助脚を確実に引出す。
- 底板の廃棄時、釘の飛び出しに注意する。





警告



アースを取り付ける

(漏電時に感電のおそれ)

- アース工事は必ず専門の業者に依頼してください。



異常・故障時には直ちに使用を中止し、電源プラグを抜く

(発煙・発火、感電のおそれあり)

- 異常
- 漏電遮断器が自動的に「切」になる。
- 故障例
- 運転中、焦げ臭いにおい、異常な音がする。
 - 電源コード、電源プラグが異常に熱い。
 - 災害で製品が水没した場合。

- すぐに専門の修理業者に依頼してください。

■お使いのときは…



次のことをしない

(火災や感電のおそれ)

- 庫内では火気・電気製品を使用しない。
- 揮発性・可燃性の商品は庫内へ入れない。
- シンナーなど可燃物や、可燃性スプレーを製品の近くで使用しない。
- 製品内部は、水洗いしない。
- ぬれた手でスイッチを操作しない。

(転倒や落下のおそれ)

- 転倒事故を防ぐために上に乗らない、揺さぶらない、傾けないようにしてください。
- 製品の上部に物品を置かない。

(破裂によるけがのおそれ)

- 炭酸飲料やびん商品は加温しない。

(発火・異常動作だけがのおそれ)

- 分解や修理、改造は絶対にしない。



次のことを守る

(火災や感電のおそれ)

- 降雨・降雪時は、電気部品に雨・雪がかからないオペレーションをする。



注意

■商品を収納するときは…



- 製品の見本商品は、中味を入れたまま使用しない。
- 見本商品の落下によるけがや中身の漏れによる漏電のおそれ
- 可動部には手を触れない。



(突風でドアにはさまられけがのおそれ)

- ドアを開くときはドアストッパーで必ず固定する。
- 中味商品は、指定された商品を、指定された方法でていねいに充てんする。
- ドア開閉時は、指に注意する。

■保管・廃棄時は…



- 保管・廃棄時は専門業者以外では実施しない。

(製品の転倒や庫内に閉じ込めのおそれ)

- 保管時は積上げ保管しない。
- 子供たちの遊び場所に保管・放置しない。



(庫内に閉じ込めのおそれ)

- 保管時は必ず施錠する。
- 電源プラグを抜く。

設置について

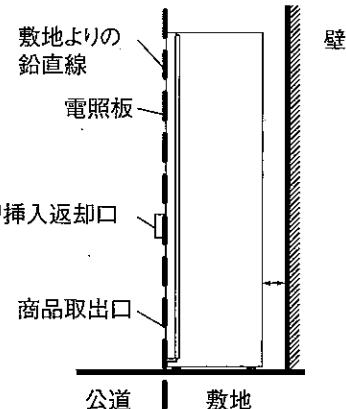
■自動販売機を据付けされる場合は、据付場所を選定する必要があります。

法律で設置が禁止されている場所

- 公道へはみ出す場所。
- 防災や通行の妨げとなる場所
 - 消防用設備などが設置されている場所。
(消防用設備とは、指定消防水利、スプリンクラー設備、消防機具、火災報知器、消火栓、誘導灯、非常用コンセントなどです。)
 - 信号器や道路標識などの視野を妨げる場所。

〈違法となる事例〉

敷地の鉛直線上より
自動販売機の構造物が出ている。

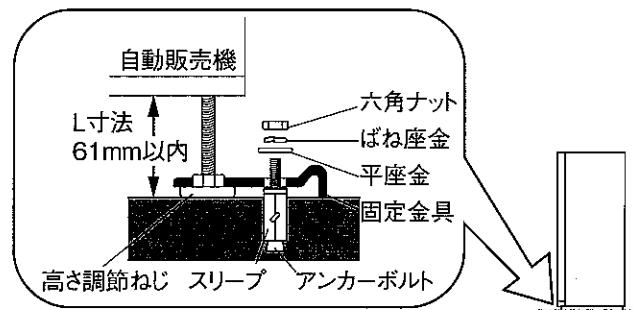


避けていただきたい据付場所

- 風雨や直射日光が当たる場所。
- 高温多湿になる場所。
- ほこりの多い場所・腐食性ガスが当たる場所。
- 直接、潮風の当たる場所。
- 船舶・車両内等の振動の多い場所。
- 低温（-5°C以下）になる場所。

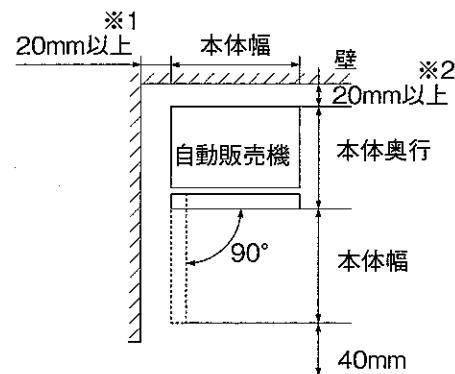
自動販売機の据付けについて

- 据付けの際には高さ調節ねじを回して、自動販売機の傾きを前後左右とも1°以内になるよう調節してください。また、その際寸法（右図参照）は安全確保のため61mm以内としてください。



据付け要領

- 自動販売機の開梱は水平な場所で行ってください。
- 自動販売機の据付けは、据付け面の状態（強度・材質・水平度等）によって据付け方法が異なってきますので据付け面の状態を充分確認して頂き確実に行ってください。
- 自動販売機一据付基準 JIS B 8562 を遵守してください。
- 据付場所の確保：右のイラストを参照してください。
(※1: 取出口が突き出しているタイプは左側70mm以上)
(※2: キャビネット幅1362mm以上の製品は壁から30mm以上)
- 自動販売機の通風口や周囲のすき間をふさがないでください。



設置について (操作編の仕様も併せてご覧ください。)

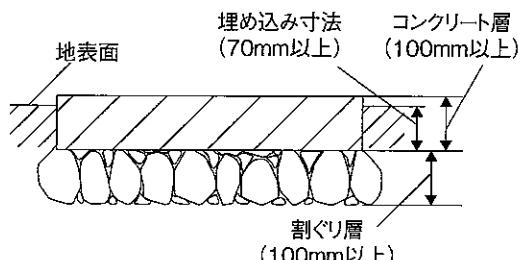
屋外据付け方法 (あと施工アンカー固定)

「自動販売機据付規準 (日本自動販売機工業会発行)」に準拠してください。

据付け面の確認

① 据付け面の施工方法

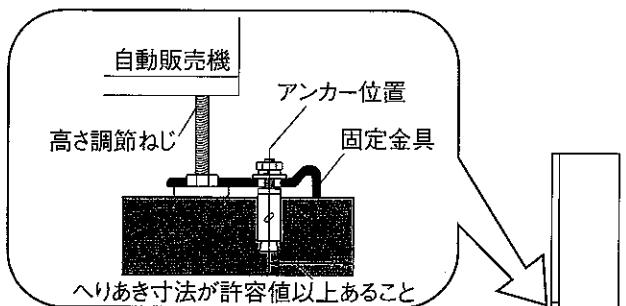
割ぐり石を敷いた上に、目つぶし用の砂利を敷き、充分つき固めた強固な地盤を造ったうえに、コンクリートを打設し平たんな据付け面を造ります。



注) コンクリート層の厚さ (あと施工アンカーのせん孔深さ 2 倍以上のこと) と埋め込み寸法は、強度および転倒防止を考慮した寸法ですが、据付面の水はけを考慮して、地表面よりわずかに高くしてください。

② 据付け面の広さ

据付け面の広さは、自動販売機本体の高さ調節ねじ、固定金具、あと施工アンカーなどがはみ出さず、かつ、あと施工アンカーの最小へりあき寸法などの設置許容寸法が確保できる広さが必要です。



③ 据付け面の強度

据付け面のコンクリートの設計基準強度は、4 週圧縮強度が $18N/mm^2$ 以上必要です。

④ 据付け面の質量

自動販売機を据付けるコンクリートが、自動販売機とともに地面から剥離し倒れないためには、一定以上の質量が必要です。充分な質量が得られない場合は、別途据付け面の補強または、補助施工を行う必要があります。

固定金具およびアンカーの選定

① 固定金具

a、E型固定金具

…… 脚部における最大引張荷重が 1300N 以下

b、強化 E型固定金具

…… 脚部における最大引張荷重が 2900N 以下

c、S型固定金具 (据付けが困難な場合の後脚固定)

…… 脚部における最大引張荷重が 3300N 以下

② あと施工アンカー

ねじの呼び (M10 または M12) の選定は、次の通りです。

あと施工アンカー 1 本当たりの引張荷重

M10 …… 3700N 以下

M12 …… 5700N 以下

※あと施工アンカー固定で使用する固定金具および、

あと施工アンカーが規定の強度を確保できない場合は、補助固定が必要となります。

※安全のため、4 か所固定をお薦めします。

設置について (操作編の仕様も併せてご覧ください。)

屋内据付け方法

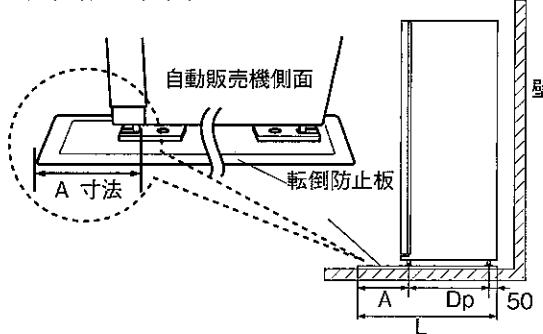
「自動販売機据付規準（日本自動販売機工業会発行）」に準拠してください。

脚部を転倒防止板で固定する方法

- 転倒防止板（鉄板）に本体を固定する方法で取付けてください。なお、据付けに当たっては、自動販売機の前脚の中心からから鉄板の先端までのA寸法以上を確保してください。（下図参照）

※ A寸法は、〈操作編〉の製品の仕様に記載しています。

転倒防止板固定



固定金具と転倒防止板の選定

① 固定金具

- 屋外据付け時の場合と同様に設定してください（前ページ）

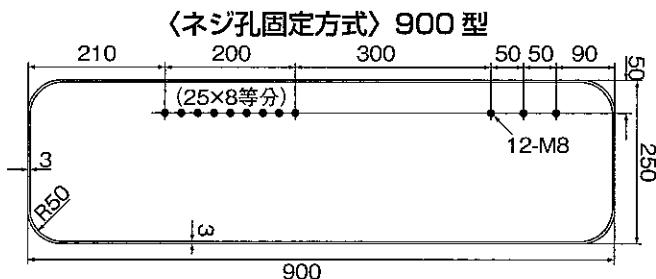
② 転倒防止板

■転倒防止板の最小長さは、次の式になります。

$$L = A + D_p + 50\text{mm}$$

(最小長さ) = (A寸法) + (脚間寸法) + 50mm

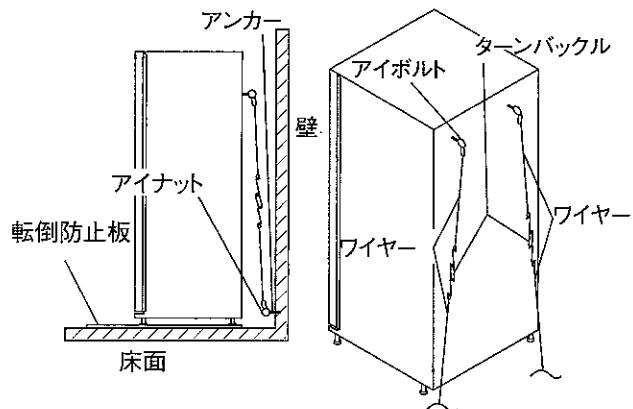
※転倒防止板でA寸法が確保できない場合は、補助固定が必要です。（※A寸法には、地階および1階のA1寸法と2階以上のA2寸法があります。）



※ 700型、1050型、1100型、1300型もあります。

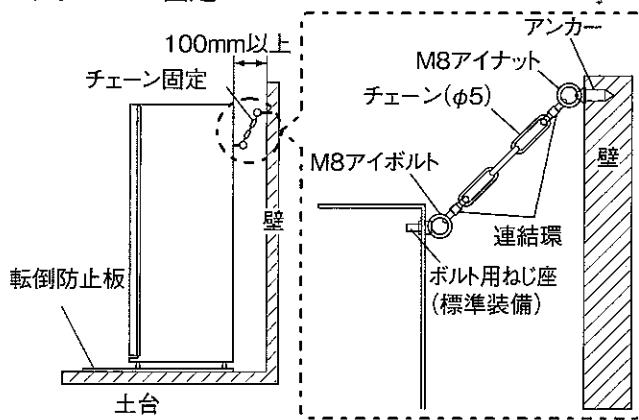
補助固定の例

① ターンバックル固定

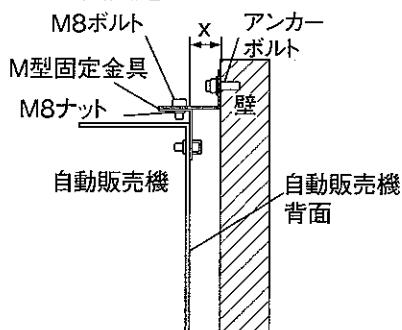


② 壁面への固定

a、チェーン固定



b、金具固定



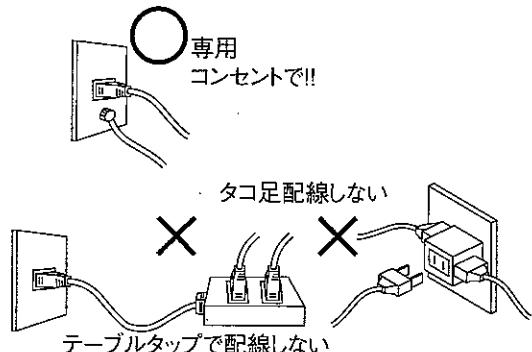
※xは100mm以上に
ならないこと

電源について

■電気工事は「電気設備に関する技術基準」「内線規定」およびこの説明書の注意事項によって施工し、必ず専用回路を使用してください。電源回路容量不足な施工不備があると感電、火災の原因になります。

電源・電圧について

- 電源プラグは専用コンセントでご使用ください。
- 電圧は規定電圧(100V)の±10%の範囲でご使用ください。
- 電流容量15A(100V)以上のコンセントでご使用ください。
- テープルタップ等での延長やタコ足配線は発熱などの原因となり危険です。絶対におやめください。
- コンセントの延長工事は電気工事士の資格が必要です。



アースの取付けについて

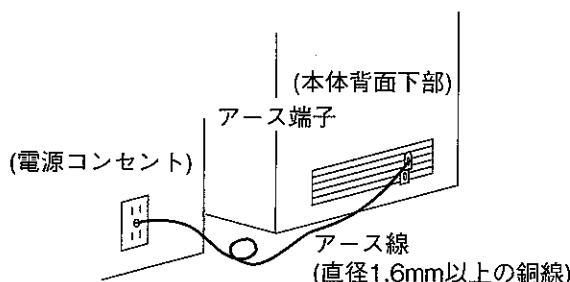
■本機は安全のため、必ずアースをとるようにしてください。アースが不完全な場合は、小さな漏電が発生しても漏電遮断器が作動しないことがあります。危険です。

- ガス管や水道管、電話や避雷針のアース線には絶対に接続しないでください。(法令で禁止されています。)
- 設置場所の変更の際には再度アースの取付けをしてください。
- アース工事は電気工事店にご相談ください。
(電気工事士の有資格者がD種接地工事をするよう、法令で定められています。)

■アース工事のしかた

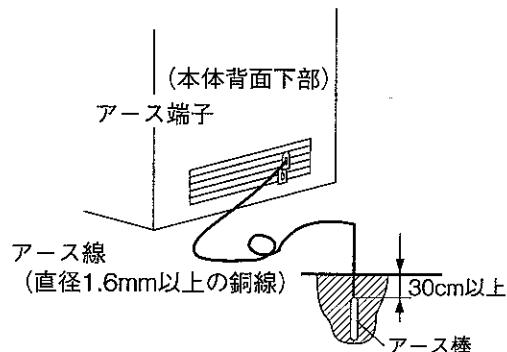
コンセントにアース端子が付いている場合

- 本体のアース線を電源コンセントのアース端子に接続してください。



アース棒を使用する場合

- アース棒ができるだけ湿気の多い場所に打ち込み、本体背面下部のアース端子に接続してください。接地抵抗は100Ω以下にしてください。



管理・運営について

- 自動販売機は据付け後、日常管理を行う必要性があります。また、自動販売機を廃棄される場合は下記事項を厳守し、確実に行ってください。

統一ステッカーと住所表示ステッカーについて

- 自動販売機の正面には必ず、連絡先と管理者名を記入した自動販売機統一ステッカーと表示ステッカーをお貼りください。



※表示例

この住所は

草津 区市
町村 ○△□
一丁目3番3号

お金の回収について

- 売上金は防犯のため、毎日定期的に回収してください。
- 売上金回収後は集金箱を元通りに確実に取り付けてください。

長期保管について

- 自動販売機を安全に保管するために、以下の処置を行ってください。
- 収納してある商品はすべて取り出してください。
- 漏電遮断器のレバーを「切」にし、電源プラグを抜いてください。
- 蒸発皿を取出して、蒸発促進器を水洗いしてください。
- 自動販売機の内部・外部の汚れをきれいにふき取ってからカバーなどを掛けてください。
- 転倒防止処置を行ってください。
- 自動販売機を保管するときは、必ず施錠してください。
- 自動販売機を保管するときは、積み上げないでください。

廃棄について

- 自動販売機の廃棄は、専門の業者に依頼してください。
- 可燃性の冷媒を使用しています。
 - コインメカ・ビルバリ・カードリーダーなど廃棄される場合は、ユーザー各位にて破碎等の方法による廃棄処理をお願い致します。また、破碎処理ができない場合は、当社にお送り頂ければ適正な処理廃棄をします。
- ※上記の識別装置の流出は、不正使用・偽造犯罪の主な原因となります。
- 環境保護のため、電池・照明ランプを取り外してください。(電池はコントロール内の基板についています。)
 - 錠前を破壊し、施錠できないようにしてください。

事故・損害（故障）免責のご注意

- 据付説明書に記載されていない方法や、指定の部品を使用しない方法で据付されたことにより事故や損害が生じたときには、当社では責任を負えません。また、その据付が原因で故障が生じた場合は、製品保証の対象外となります。

パナソニック株式会社 コールドチェーンビジネスユニット

〒525-0058 滋賀県草津市野路東三丁目4番74号

© Panasonic Corporation 2012

部 番
CM-
BC58300

H1212-0